

令和6年度木曽岬町物価高騰対策支援給付金申請書(請求書)
[申請を必要とする世帯用]

支給市区町村 ※令和6年12月13日時点の市区町村	
木曽岬町	長殿



<裏面>の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上、標記給付金を申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
キソ タロウ 木曽 太郎	男	明治・大正・昭和・平成・令和 55 年 10 月 10 日	●●県××町〇-〇 電話 ×××× (××) ××××

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ [該当者全員] 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税(又は非課税)証明書を添付して下さい。 ※住民税課税(又は非課税)証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との 続柄	性 別	個人番号	令和6年1月1日時点の住所		令和6年度 住民税課税状況
				生 年 月 日	令和6年1月1日時点の住所 (上記と異なる場合のみ)		
1	(申請者)	本人			☐ 現住所と 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割課税あり ☐ 未申告
2	キソ サクラ 木曽 さくら	妻	男・女	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 明・大 昭・平・令 58 年 1 月 10 日	☐ 現住所と 同一 ☒ 異なる	△△県◆◆市△△町〇-〇	☒ 非課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割課税あり ☐ 未申告
3			男・女		☐ 現住所と 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割課税あり ☐ 未申告
4			男・女		☐ 現住所と 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割課税あり ☐ 未申告
5			男・女		☐ 現住所と 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割課税あり ☐ 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
〇〇 1.銀行 5.農協 2.信金 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連 金融機関コード	×× 本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		キソ タロウ

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1		(カナ)

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、木曽岬町役場福祉課(電話0567-68-6104)にお問い合わせください。

<裏面>も必ずご確認ください

< 裏 面 >

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目をご確認ください。

令和6年度木曽岬町物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。
※給付金の支給対象となるためには、以下①～⑦の要件を全て満たす必要があります。

- ① 以下ア～オの全てに該当しています。
 - ア 世帯の全員が令和6年度住民税非課税である。
 - イ 世帯全員が、令和6年度住民税が課せられている他の親族などの扶養を受けている世帯ではない。
※住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
 - ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 - エ 既に他市町村において本給付と同様の給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではない。
 - オ 世帯の中に令和6年1月2日以降に入国した者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、木曽岬町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、木曽岬町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 木曽岬町が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、**令和7年6月2日**までに、木曽岬町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

☒ **【本書表面】令和6年度木曽岬町物価高騰対策支援給付金申請書（請求書）**〔申請を必要とする世帯用〕

※ 必要事項をご記入ください。

☒ **申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）**

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

☒ **受取口座を確認できる書類の写し（コピー）**

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

☒ **『令和6年度住民税課税（又は非課税）証明書』の写し（コピー）**

※ 本書表面の「令和6年1月1日時点の住所」欄が「異なる」に該当する方全員分（令和6年1月1日時点で住民登録のある市区町村から発行されます。）

※【誓約・同意事項】の確認漏れや、添付書類の不備はありませんか。（添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

上記記入内容に相違ありません。

令和 **7** 年 月 日 申請者氏名 **木曽 太郎**

※代理人が申請する場合は、委任状又は代理権を有することを確認できる提出書類及び代理人の身分証明書の写しを提出してください。